

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和5年12月14日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時30分 散会

## 付託事件

議案第102号, 議案第104号, 議案第105号, 議案第106号, 議案第107号, 議案第108号, 議案第110号中第1表中歳出中第8款及び第2表債務負担行為補正, 議案第112号中別表中歳出中第8款, 議案第118号, 議案第119号, 令和5年陳情第16号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第102号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第104号 指定管理者の指定について（都市公園等）
- ③ 議案第105号 指定管理者の指定について（市営住宅等）
- ④ 議案第106号 市道路線の認定及び廃止について
- ⑤ 議案第107号 内原駅北側自由通路整備工事請負契約の締結について
- ⑥ 議案第108号 土地の取得について（吉沢町・住吉町第2調整池用地）
- ⑦ 議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表債務負担行為補正
- ⑧ 議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第8款（土木費）
- ⑨ 議案第118号 令和5年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）
- ⑩ 議案第119号 令和5年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

### (2) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第16号 団地内の市道減幅原因（生垣はみ出し）の指導対応に関する陳情

## 2 出席委員（6名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	森 正 慶 君
委員	池 田 悠 紀 君	委員	田 中 真 己 君
委員	田 口 文 明 君	委員	松 本 勝 久 君

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（5名）

議員	中 庭 由 美 子 君	議員	打 越 美 和 子 君
議員	藤 澤 康 彦 君	議員	袴 塚 孝 雄 君
議員	安 藏 栄 君		

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
建設部長	大和直文君	建設部技監兼 建設計画課長	上田航君
建設部技監兼 道路建設課長	有金正義君	建設部技監兼 河川都市排水課 長	大山裕己君
建設部技監兼 内原建設事務所 長	谷萩幸治君	道路管理課長	丹治雅人君
生活道路整備課 長	小田博之君	建築課長	大和田聡君
土木補修事務所 長	高根尚久君		
都市計画部長	太田達彦君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大森幹司君
都市計画課長	平澤俊之君	建築指導課長	井原孝志君
公園緑地課長	鶴井昭宏君	市街地整備課長	小田切幸司君
住宅政策課長	潮田修一君		
上下水道事業 管理者	荒井宰君		
水道部長	坪貴之君	水道部参事兼 経理課長	梶山哲君
水道部技監兼 水道整備課長	杉山健一君	水道総務課長	畑岡正彦君
給水課長	川野輪俊光君	浄水管理事務所 長	林忠勝君
下水道部長	松葉光隆君	下水道部技監兼 下水道整備課長	川又弘一君
下水道総務課長	大谷俊君	下水道計画課長	久木崎隆君
下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘君		

6 事務局職員出席者

法制調査係長	武田侑未子君	書記	昆節夫君
--------	--------	----	------

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

さきの本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表及び請願陳情文書表のとおり議案第102号ほか9件、それに陳情1件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りをさせていただきます。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案の説明を求め、次に順次質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に陳情審査を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りをいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第102号ほか9件を一括議題としたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。

御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次提出議案の説明をお願いいたします。

なお、11月24日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部より提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて御説明をお願いいたします。

それでは初めに、議案第102号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、執行部から御説明をお願いいたします。

鶴井公園緑地課長。

○鶴井公園緑地課長 おはようございます。よろしく願いいたします。

議案書①の15ページをお開きください。

市議会議案第102号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例につきましては、お手元にお配りしました公園緑地課提出の議案第102号参考資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、開発行為による児童遊園の帰属を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、水戸市笠原町下組第9児童遊園ほか5児童遊園につきまして、市民の皆様の利用に供するため、当該条例に追加を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、児童遊園の追加は、令和6年1月1日からといたします。

2ページ以降に新旧対照表、各児童遊園の位置図と平面図を添付してございますので、あわせてお目通しをお願いいたします。

なお、これによりまして、市内の児童遊園数は316か所、面積は1,577.97平方メートルの追加となりまして、合わせて10万6,653.61平方メートルになる見込みでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**綿引委員長** 続いて、議案第104号 指定管理者の指定について（都市公園等）について、執行部から御説明をお願いいたします。

鶴井課長。

○**鶴井公園緑地課長** 引き続き、よろしくお願い申し上げます。

議案書①の19ページをお開き願います。

市議会議案第104号 指定管理者の指定につきましては、お手元にお配りしました公園緑地課提出の議案第104号参考資料により御説明いたします。

1の理由につきましては、新たに1か所の都市公園と6か所の児童遊園について指定管理者に指定追加するものでございます。

2の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)の都市公園につきましては、常磐の杜緑地の1か所、(2)の児童遊園につきましては、アの水戸市笠原町下組第9児童遊園から、カの水戸市酒門町太子下第1児童遊園までの6か所でございます。

3の指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

4の指定の期間につきましては、令和6年1月1日から令和8年3月31日まででございます。

2ページ以降に、各児童遊園の位置図と平面図を添付してございますので、あわせてお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○**綿引委員長** 次に、議案第105号 指定管理者の指定について（市営住宅等）について、執行部から御説明をお願いいたします。

潮田住宅政策課長。

○**潮田住宅政策課長** おはようございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書①の21ページをお開き願います。

市議会議案第105号 指定管理者の指定につきましては、お手元にお配りしました住宅政策課提出の議案第105号参考資料により御説明いたします。

1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)の市営住宅といたしまして、砂久保住宅から大山台住宅までの23住宅、(2)の特定市営住宅といたしまして、大山台住宅の1住宅でございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人茨城県住宅管理センターでございます。

3の指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。裏面をお開き願います。

参考資料として、指定管理者候補者の名称、所在地、代表者及び今回の指定管理者候補者となります団体の主な提案型事業を記載してございます。

また、次ページには、各市営住宅等の住宅名、棟数及び管理戸数を記載した図面を添付してございます。あわせてお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○**綿引委員長** 次に、議案第106号 市道路線の認定及び廃止について、執行部から御説明をお願いいた

します。

上田技監兼建設計画課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 おはようございます。それでは説明させていただきます。

市議会議案第106号 市道路線の認定及び廃止について御説明をいたします。

令和5年第4回水戸市議会定例会議案書①の23ページをお開き願います。

本案件につきましては、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、市道路線の認定及び廃止を行うものでございます。

ページを返していただきまして、24ページ、25ページをお願いいたします。

別紙といたしまして、路線の認定が15本、路線の廃止が1本の調書となっております。

今回の市道路線の認定及び廃止によりまして、路線数が14本の増、延長で1,073.47メートルの増となります。これにより路線総数が7,771本、総延長で229万4,591.07メートルとなります。

また、26ページから37ページまでについては、それぞれ対象路線の位置図となっておりますので、御参照をお願いいたします。

あわせて、認定となる各路線の実測図を参考資料として提出させていただいておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、11月24日の当委員会において御説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

次に、11月24日の当委員会において資料請求のありました市道認定に当たっての隅切りの考え方について、建設部建設計画課提出の建設企業委員会資料②により御説明をいたします。

1、水戸市道路線認定における隅切りの条件についてでございますが、こちらについては、水戸市道路線の認定及び廃止に関する要項により、(1)接続箇所の両側及び屈曲箇所に斜辺2メートル以上の隅切りが設けられていること、(2)接続箇所の片側のみには設ける場合にあっては、斜辺3メートル以上の隅切りが設けられていること、以上、2つのどちらかに合致させる条件がございます。

具体的には、下に記載の豆図により御説明をいたします。

片仮名のアでございます。国道、県道、市道の幅員が4メートル以上あって、歩道がない場合については、対象道路の両側に2メートル以上の隅切りが必要となります。

片仮名のイでございます。国道、県道、市道の幅員が4メートル未満の場合については、後退敷地、いわゆるセットバックから対象道路の両側に2メートル以上の隅切りが必要となります。

片仮名のウでございます。国道、県道、市道に幅員1.5メートル以上の歩道がある場合は、歩道内で隅切りの確保が可能のため、隅切りは必要ございません。

片仮名のエです。国道、県道、市道に幅員1.5メートル以下の歩道がある場合は、その歩道部分で隅切りの確保ができないため、追加で2メートル以上確保できるよう対象道路の両側に隅切りが必要となります。

片仮名のオです。ただいま説明した条件を満たすことができない場合は、最低でも片側に3メートル以上の片側隅切りが必要となります。

ページを返していただきまして、2として、開発行為道路における隅切りの条件としましては、都市計画

法に基づく開発許可の手引きによりまして、道路の両側に斜辺が3メートル以上の隅切りが必要となります。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○**綿引委員長** 次に、議案第107号 内原駅北側自由通路整備工事請負契約の締結について、執行部から御説明をお願いいたします。

小田切市街地整備課長。

○**小田切市街地整備課長** おはようございます。それでは、御説明させていただきます。

議案書①の39ページをお開き願います。

市議会議案第107号 内原駅北側自由通路整備工事請負契約の締結につきましては、お手元に用意してございます市街地整備課提出の議案第107号参考資料により御説明いたします。

1の工事名につきましては、内原駅北側自由通路整備工事でございます。

2の工事場所は、内原1丁目地内でございます。

3の工事概要につきましては、内原駅の北側から大型商業施設である内原イオン方面に向かう上空通路となる自由通路を新設するものでございまして、自由通路の構造は鉄骨造りの地上2階建て、延長は61.55メートル、幅員は2.95メートルで、あわせてエレベーター1台を設置いたします。

4の契約金額につきましては、5億6,430万円でございます。

5の契約の相手方につきましては、株木・関根・藤和特定建設工事共同企業体でございます。代表者、構成員1につきましては、株木建設株式会社、代表取締役、株木康吉でございます。構成員2につきましては、株式会社関根工務店、代表取締役、関根貴雄。構成員3につきましては、藤和建设株式会社、代表取締役、坂本和之でございます。出資比率につきましては、構成員1が50%、構成員2が30%、構成員3が20%でございます。

2ページ以降につきましては、図面を添付してございます。そのうち5ページについては、北側自由通路を横から見た図面でございます。上の図面が自由通路を北側から見たもの、下の図面が南側から見たものでございます。北側自由通路の北側には、近くに住宅があるため、プライバシーが守られるよう通路の北側にルーバー、目隠しを設けております。通路の南側につきましては、住宅との間に線路があるため、目隠しは設けておりません。そのほかの図面等につきましては、さきの当委員会にて御説明しておりますので、省略いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**綿引委員長** 次に、議案第108号 土地の取得について（吉沢町・住吉町第2調整池用地）について、執行部から御説明をお願いいたします。

大山技監兼河川都市排水課長。

○**大山建設部技監兼河川都市排水課長** おはようございます。よろしく願いいたします。

議案書①の41ページをお開き願います。あわせて、建設部河川都市排水課提出の参考資料を御参照願います。

市議会議案第108号 土地の取得につきまして、参考資料に基づき御説明いたします。

吉沢町・住吉町第2調整池用地として、次のとおり土地を取得するものでございます。

1の土地の表示でございますが、水戸市吉沢町字入江530番ほか21筆、面積は田、山林を合わせまして1万9,367.67平方メートルでございます。

2の取得価格につきましては、9,528万8,928円でございます。

3の契約の相手方につきましては、水戸市吉沢町387番地の4、船幡昇様ほか11名でございます。

なお、添付資料といたしまして、2ページに位置図、3ページに用地取得箇所図を付してございますので、御参照願います。

詳細につきましては、11月24日の当委員会で説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○綿引委員長** 次に、議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表債務負担行為補正について、執行部から御説明をお願いいたします。

平澤都市計画課長。

**○平澤都市計画課長** それでは、議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）について、御説明をいたします。

恐れ入ります、議案書②の令和5年度補正予算に関する説明書を御用意願います。

議案書②の4ページ、5ページでございます。ページの一番下の表となります。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費のうち住宅政策推進経費につきましては、東京圏から本市へ移住した世帯を支援する移住支援補助金について申請件数が増加したことに伴い、2,660万円の増額補正を講じるものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。

市営住宅及び特定市営住宅管理運営に係る債務負担につきましては、市営住宅及び特定市営住宅の指定管理者の指定に伴い、指定期間である令和6年度から令和10年度までの5年間の委託料として、限度額15億8,080万円を設定するものでございます。

説明は以上でございます。

**○綿引委員長** 次に、議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第8款（土木費）について、執行部から御説明をお願いいたします。

**○上田建設部技監兼建設計画課長** それでは、議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）について、御説明をいたします。

議案書⑤、令和5年度補正予算に関する説明書の26ページ、27ページをお開き願います。

それでは説明いたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、建築事務に要する職員給与費について582万6,000円増額するものでございます。このうち、給与改定に伴う増加額は、給与月額や期末勤勉手当の引上げ等により237万1,000円、その他の増減額は本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により345万5,000円の増額としております。

次の、建築事務に要する会計年度任用職員給与費につきましては、191万8,000円を減額するもの

でございます。このうち給与改定に伴う増加額は、報酬月額や期末手当の引上げ等により6万5,000円の増額、その他の増減額は任用職員の減員に伴い198万3,000円の減額としております。

説明は以上でございます。

**○平澤都市計画課長** 続きまして、同じく26ページ、27ページでございます。

8款1項2目建築指導費につきましては、建築指導事務に要する職員給与費について87万9,000円増額するものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は、給料月額や期末勤勉手当の引上げ等により223万1,000円、その他の増減額として本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により135万2,000円の減額としております。

建築指導事務に要する会計年度任用職員給与費につきましては、46万円増額するものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は、報酬月額や期末手当の引上げ等により90万7,000円、その他の増減額は今年度の人員体制に基づく所要額の変更等により44万7,000円の減額としております。

以上でございます。

**○上田建設部技監兼建設計画課長** 続きまして、最下段にお示ししました8款土木費、2項道路橋りょう費を御説明いたします。

まず、1目道路橋りょう総務費につきましては、道路管理事務に要する職員給与費について3,080万円増額するものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は、給与月額や期末勤勉手当の引上げ等により465万7,000円、その他の増減額は本年度の人員体制に基づく所要額の変更や時間外勤務等の増により2,614万3,000円の増額としております。

次の、道路管理事務に要する会計年度任用職員給与費については、64万9,000円増額するものです。このうち給与改定に伴う増加額は、給与月額や期末勤勉手当の引上げ等により31万8,000円増、その他の増減額は、本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により33万1,000円の増額としております。

次に、3目道路新設改良費について御説明いたします。

道路新設改良費に要する職員給与費について795万8,000円減額するものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は、給与月額や期末勤勉手当の引上げ等により578万5,000円の増額、その他の増減額は、本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により1,374万3,000円の減額としております。

次の、道路新設改良に要する会計年度任用職員給与費につきましては、91万2,000円を増額するものであります。

28ページ、29ページをお開き願います。

上段の表でございます。このうち給与改定に伴う増加額は、報酬月額や期末勤勉手当の引上げ等により24万5,000円、その他の増減額は職員の育児休業等による任用人数の増に伴い66万7,000円の増額としております。

次に、中段の表、8款土木費、3項河川費、1目河川総務費につきましては、河川行政に要する職員給与費について273万9,000円増額するものです。このうち給与改定に伴う増加額は、給与月額や期末勤勉手当の引上げ等により219万9,000円、その他の増減額は、本年度の人員体制に基づく所要額の変

更等により54万円の増額としております。

次の、河川行政に要する会計年度任用職員給与費につきましては260万3,000円増額するものであります。このうち給与改定に伴う増加額は、給与月額や期末勤勉手当の引上げ等により53万2,000円、その他の増減額は、職員の育児休業による任用人数の増員に伴いまして207万1,000円の増額としております。

以上でございます。

○平澤都市計画課長 引き続き、28ページ、29ページでございます。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、都市計画行政に要する職員給与費について24万3,000円増額するものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は、給料月額や期末勤勉手当の引上げ等により346万円、その他の増減額としまして、今年度の人員体制に基づく所要額の変更等により321万7,000円減額としております。

都市計画行政に要する会計年度任用職員給与費につきましては301万9,000円増額するものです。このうち給与改定に伴う増加額は、報酬月額や期末手当の引上げ等により57万4,000円、その他の増減額は、職員の育児休業等による任用人員の増員等に伴い、244万5,000円増額としております。

続きまして、6目公園費につきましては、公園行政に要する職員給与費を1,235万4,000円増額するものでございます。

ページを返していただきまして、このうち給与改定に伴う増加額は、給料月額や期末勤勉手当の引上げ等により204万3,000円、その他の増減額として、本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により1,031万1,000円増額としております。

公園行政に要する会計年度任用職員給与費につきましては、32万5,000円増額するものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は、報酬月額や期末手当の引上げ等により41万5,000円、その他の増減額は、本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により9万円減額としております。

公園等管理経費につきましては、人件費の増に伴う委託料の変更により154万6,000円増額するものでございます。

続きまして、8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費につきましては、住宅行政に要する職員給与費を242万4,000円減額するものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は、給料月額や期末勤勉手当の引上げ等により84万6,000円、その他の増減額として、今年度の人員体制に基づく所要額の変更等により327万円減額としております。

住宅行政に要する会計年度任用職員給与費につきましては156万1,000円増額を行うものでございます。このうち給与改定に伴う増加額は、報酬月額や期末手当の引上げ等により11万9,000円、その他の増減額は、職員の欠員補充等による任用人員の増員等に伴い144万2,000円の増額としております。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、議案第118号 令和5年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）について、執行部から御説明を願います。

畑岡水道総務課長。

○畑岡水道総務課長 それでは、議案書④、市議会議案第118号 令和5年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

説明につきましては、別冊の予算書⑦、令和5年度公営企業会計補正予算に関する説明書並びに明細書により御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、予算書⑦の1ページを御覧願います。

収益的収入及び支出におきましては、1款水道事業費について、給与改定及び人事異動等に伴う所要額の変更により105万円増額するものでございます。

ページを返していただきまして、2ページを御覧願います。

資本的収入及び支出におきましては、1款資本的支出について、給与改定及び人事異動等に伴う所要額の変更により276万3,000円増額するものでございます。このことによりまして、表の下側に記載してございます資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額に充当する財源につきましては、最下段の計の欄にありますとおり、所要額変更分の276万3,000円を増額するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○綿引委員長 次に、議案第119号 令和5年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）について、執行部から御説明をお願いいたします。

大谷下水道総務課長。

○大谷下水道総務課長 では、よろしく願いいたします。

市議会議案第119号 令和5年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

説明につきましては、同じく別冊の予算書⑦、令和5年度公営企業会計補正予算に関する説明書並びに明細書により説明させていただきます。

恐れ入りますが、予算書⑦の23ページを御覧願います。

収益的収入及び支出の収入におきましては、1款下水道事業収益について一般会計からの繰入金を200万円増額するものでございます。下段の支出におきましては、1款下水道事業費について、給与改定及び人事異動等に伴う所要額の変更等によりまして1,065万2,000円を減額するものでございます。

ページを返していただきまして、24ページを御覧願います。

資本的収入及び支出の収入におきましては、1款資本的収入について一般会計からの繰入金を200万円減額するものでございます。下段の支出におきましては、1款資本的支出について給与改定及び人事異動等に伴う所要額の変更等により1,024万8,000円を増額するものでございます。

表の下に記載してあります資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額に充当する財源につきましては、一番下の計の欄にありますとおり1,224万8,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○綿引委員長 ありがとうございます。

以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第102号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 よろしく申し上げます。

児童遊園を6か所追加するという議案であります。先ほど、310か所が316か所になるという御説明で、面積の御説明もありました。1万6,650平方メートル強ということで、当然、開発行為とか基準を満たしたから帰属を受けるということで、もちろんいつも賛成しているわけですが、そのことに見合う維持管理ができてきているのかということちょっと聞いてみたいと思うんですが、例えば、10年前の箇所数と予算、それから現在の箇所数と予算というのはどういうふうになっているのか、分かればお聞かせいただきたいと思います。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

10年前、平成25年と今、令和5年12月の段階で比較いたしますと、児童遊園数は平成25年は210か所、令和5年は今の時点ですと310か所でございます。そして、公園協会に指定管理料を都市公園としてお支払いをしているのが、平成25年度は約3億2,000万円、令和5年度はどちらも予算ベースですが、4億8,000万円でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 予算が必要十分かというのはちょっと分からないですが、それにしても予算的にはきちんと増やしてはいるんだなということは分かりました。

分かりましたが、先日、公園協会の話聞く機会がありましたけれども、児童遊園というのは、基本的に町内会の中にある小さな公園が多いわけですが、昨今、特に町内会の結成も難しい状況もあったり、公園愛護会というのは大体、町内会員と一緒に活動しているところが多いわけですが、例えば、町内会はつくるんだけれども、公園愛護会まではつくらないかというようなことで、要するに、新しく開発行為などで帰属を受ける公園の多くは、公園協会が直接維持管理をせねばならないところが多いというような、そういう傾向をお話で聞きました。そういうことからすると、除草とかいろいろな遊具、植木の管理等も恐らく数が増える一方なのかというふう思うので、そういった現状をよく把握はされていると思うんですが、それがうまくいかないと苦情が増えるという結果になってしまうと思うので、その辺をしっかりとやっていただくよう要望して終わりたいと思います。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第102号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第104号 指定管理者の指定について（都市公園等）について、質疑のある方は御発言をお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 1つだけなんですけど、今回、都市公園として常磐の杜緑地が追加されるということで、あまりこういうのは経験がないのでちょっと聞きたいんですけども、位置図で見ると、6.37ヘクタールということで、かなり広いですよ。児童遊園全体が10.7ヘクタールですから、その半分以上を超えるぐらいのかなり広いものですけども、これはこれでちょっと維持管理が大変なんじゃないかなと思ったんですけども、どういう現況で、今後どういう管理をするのか。また、なぜ水戸市が帰属を受けるということに、そういう決まりなのかですね、その辺のことをちょっと聞きたいと思います。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

常磐の杜緑地は、大規模な常磐の杜の開発に伴って開発された公園として、そういったところでできた緑地というのは、基本的には水戸市が引き継ぐことになっておりまして、協議をした上で水戸市帰属になることになっております。

今後の管理でございますが、緑地のほとんどが林でございまして、民地、お隣さんとかには迷惑をかけないような緑の管理をしていく予定でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 これも含めた総面積がですね、ちょっと計算すると238ヘクタールといっても広すぎて分からないんですが、東京ドーム約50個分を公園協会に頼むことになります。なので、先ほど予算も少し聞きましたけれども、公園協会自体もそんなに人員を増やせないとなれば、当然、委託が増えていくみたいなことになっていくのかなということもあるので、そういう現況に合った予算の確保と対応をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第104号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第105号 指定管理者の指定について（市営住宅等）について、質疑のある方は御発言をお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 すみません。今日の説明資料の2ページにですね、主な提案型事業というのが8つほど書いてありまして、7番目と8番目が新規だというふう書いてあるので、この点ちょっと聞きたいと思うんですけども、7番目の電球の点灯と消灯を検知するLEDライトの普及促進というのは、要するに何をそういうふう契約するのか、どういうメリットがあるのかですね。この点と、それから防災ハンドブックというのは、何でしょう、防災・危機管理課の作っているハザードマップとかあると思うんですが、これは独自に何か作られるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○綿引委員長 潮田課長。

○潮田住宅政策課長 住宅政策課です。ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

今、御質問にありました提案型事業のうち、電球の点灯と消灯を検知するLEDライトの普及促進による高齢者見守り活動の実施につきましては、毎日必ず使用されますトイレなどの電球をSIMカード内蔵のLED電球へ交換するものでございます。この電球がですね、24時間点灯しない場合に、あらかじめ設定した緊急連絡先のメールアドレスへ連絡が入るもので、その連絡先に住宅管理センターを加えていただくことで、親族と連絡を取り合いながら訪問を実施し、安否確認等を行うというものでございます。

契約につきましては、初期費用等はいかからず、御本人さんに費用のほうは負担していただくものでございます。

続きまして、防災ハンドブックにつきましては、万が一の災害に備え、自助、共助の視点から、災害時の行動仕様を分かりやすくまとめたハンドブックを独自に作成して、記載があります防災マップとあわせて入居者へ配布するものでございます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 はい、分かりました。どれだけ普及が進むか分かりませんが、それはそれで1つの安心の拡大かなとは思いますが。

もう1つは、この大きい図面がついていますが、3,554戸の戸数なんですけれども、実態としてはかなり空き家があるんじゃないかなと思うんですね。この後、移住支援の予算も出ますけれども、例えば、若い世代のニーズに応えるような整備、改修等がされればね、もっと効果的な入居増にもつながるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういった辺りは住宅管理センターと何か協議したり、計画はあるのか、その点をちょっと聞きたいと思います。

○綿引委員長 潮田課長。

○潮田住宅政策課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

空き家修繕につきましては、入居者の申込みの状況を踏まえながら、入居者希望のある住宅から優先的に修繕等を行っております。ただいまの若者世代向けのリノベーションということだと思うんですが、そちらにつきましては、住宅管理センターとも話し合いながら、市としては、まず建物の躯体の長期的活用を優先とした長寿命型の修繕を基本に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第105号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第106号 市道路線の認定及び廃止について、質疑のある方は御発言をお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 親切丁寧に、この認定については隅切りの問題等にも触れてみました。それで、実測図というものを出示していただきました。実測図ね。この実測図というのは、普通はさ、測ったところの面積も入っているのが実測図というふうに私は解釈しているんですけども、この実測値の中の参考資料にも面積というのは入っていないんですね。入っていない。そうすると、開発行為というものとその平米数――

1,000平米ですか——が実測図に入っていないと、どういう認定なのかっていうその種類がちょっと分からないような気がするんだけど、これ前にこういうのも出なかったんだけど、前のほうの昔の話で出してもらったようになってしまったんだけど、この実測図というものの面積というものは、これは出すことはできないんですか。できない、できる。あ、そう。できるっていう話ですから、できればね、実測図を出していただきたいな、面積を。面倒でもさ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 そうするとね、酒門町なのかな、浜田214号線、215号線、33ページだっけか、これの認定というものは、どういうことでこっちの道路から入り口を持ってきているの。これずっと入っていくところまで全部分譲になっているの。全部、両サイド。あ、そう。そうしたらさ、この下の4区画、これ道路があるでしょ、間に。道路があるんだよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 両方に水路があるんだよね。これ、この図面を見るとさ。両方に水路があるでしょ。この道路の幅員というものもこれ書いてねえのけ、これ。道路の幅員。一番入り口の上のほうの道路の幅員も明示がされていないんだけど、これはじゃ、お尋ねしますけども、一番上、これの道路の幅員というのは何メートルですか。それで、下のほうの道路の幅員というのは何メートルですか、これ。それによって隅切り等がさ、言っていること分かんねえかな。分かりますか、言っていること。課長さん、分かる。

〔「これ幅員か、途中に書いてあるの」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 どこに書いてあるの。

〔「市道の幅員ですよ」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 まず、道路の幅員から、じゃ答えてよ。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

まず、浜田214号線、215号線の件ですけれども、上の市道浜田91号線については、幅員は6.41メートルでございます。下のほうの市道浜田105号線については、道路が4.01メートル、それで両側に1メートルの水路がありまして、水路と合わせて6メートルの道路ということで整備をしてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 道路は水路を合わせて6メートル。水路っていうのは、道路なの。どうなの。水路ってあくまでも水路じゃないの。水が流れているから水路っていうのと違うの。これは道路になっちゃうの。だから、道路管理課のほうの管理の話になっちゃう。水路は水路でしょ、多分。それを道路としての幅員に認めるのはおかしいんじゃないの。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

道路の幅員としては4メートルなんですけれども、そこに1メートルの水路が両側にございまして、それ

を含めて開発行為の中で両側に側溝を入れまして6メートルの道路として、底地は水路でございますけれども、6メートルの道路として整備をしたということでございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 すみません。参考までにね、これ勉強会だと思って聞いているんだから。水路を道路として認定をしているというのは、開発行為を認めてということは、道路管理課のほうが整備、あわせて。これ条件なんでしょ。上田課長のほうだけでこれ勝手にはできないんでしょ。道路管理課長、これはもう了解の上で判こを押しているということになりますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 そうすると、その水路っていうのはさ、道路としてみなすのか。そこは、例えばさ、水路はあったんだから、道路にするにしてもだよ、車が上を通れるようにしても、管か何かが入って、U字溝か何かが入ったりして、道路としてその上を通ってもいいよという、公図上、あくまでも水路は水路だと私はそう思うんだけど、それを6メートルとして開発行為に認めちゃうっていうのは、いかがなものかと思うんだけど、どうなんですか。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

松本委員がおっしゃっている既存の道路は、あくまでも4メートルの道路で、両側に1メートルの側溝を入れて現状は6メートルの道路を開発行為の中でつくったと。

ただ、今回、例えばですが、隅切りの話で言えば、その道路から接続してずっと開発行為の中に住宅を造るに当たって、つくる道路、これが6メートルありまして、その6メートルに対して今回3メートルの隅切りが必要になるということです。

○松本委員 だって、水路は水路だっぺよ。だっぺよって悪いんだけど、でしょうよ。水路っていうのは、あくまでももともとは国の用水路だったんだよ。25万人の政令都市、中核市になって国から全部移譲されたのが水路なんです。それを道路として認めちゃうのは、開発行為の中で認めるのは、それは同じ部の中だから、同意をもらったり何だりしてやったんだろうと思うんだけど、許可するのは、だって開発行為の場合は都市計画部になるわけでしょうよ。井原課長のほうになるんでしょ。じゃ、そのどうなのよ、要するに、井原課長かい、こっちへ振るほかなくなっちゃうかな。水路を道路として認めて開発行為の許可を下したということになりますか、これは。参考までの意見だ。俺、反対しているわけじゃねえの。賛成は賛成なの。だけど、その辺がきちっとされていないと、整理しておかないと、今後の問題もあるだろうからね。じゃ、下かけだったとすれば、この下かけの4区画には確認が取れるのか、取れないのか。セットバックなんか両方できないんでしょ、これ、水路があったら。4メートルあればいいんだけど。だから、その辺の水路を占用許かっていうのかな。要するに、開発行為のほうで下すとすれば、道路管理課のほうの管理の水路なんだろうから、開発行為の許可を下すには、井原課長ね、それもそういう占用とかで借りて、結局道路にして開発行為を下すということなんですか。俺もうまく言えねんだけど。

○綿引委員長 その水路を含めたものが道路として法律上認められるのか、それとも開発行為においてそういった形を取ったものを水戸市独自で認定をしているのか、その辺の御説明をいただけますか。

○松本委員 これ誰が答えるの。

○綿引委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

委員のおっしゃったとおり、水路は私ども道路管理課の水路として管理しているところでございますが、水路も含めて道路区域として管理しておりますので、道路であるというふうにしております。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 ごめんね、まだ11時だから。

仮にだよ、4区画のほうのこの下だけを、これが市街化道路とした場合だよ、ここに建築確認を申請する場合に、水路の場合はセットバックっていうのはできないでしょ。やらなくてもいいことになっているでしょ、片方に水路がある場合は。自分のほうだけ向こうから4メートル下がらなさいという決まりになっていますよね。この場合は、両方水路だとすれば、確認はそれで取るんでしょうか。水路を道路としてみなすことになるんでしょうか。

分かりますか。だから、水路っていうのはセットバックできないでしょ、要するに。そしたら、その反対側にセットバックするんだ、向こうの境からこっちの4メートルまで下がらなきゃならないんだよ。だから、この場合は両方水路だからと今ちょっとお尋ねしてるわけ。何かもっとう明解に分かるような答弁ってねえけ。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

道路と宅地の間に水路がある場合の建築確認の際に求めている事項につきましては、例えば公図上水路であっても、現況がある場合と水路の現況がない場合とがございまして、その状況によりけりというところがありますけれども、まず水路を管理している部署のほうに照会をいたしまして、道路と宅地の間を行き来する際に水路の占用の許可が必要かどうかということを確認しております。必要な場合は、占用許可を取得した上で、その敷地が道路に接しているものと認めまして、建築確認を下ろすことしております。占用許可が必要ない場合は、占用許可がなくとも道路に接しているものとみなしまして、建築確認を下ろすようにしております。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 さっきの上田課長の話と井原課長の話がちょっと矛盾しているような気がするんだけど、いかがなもんですか、これ。水路が水路としてみなされていない場合と、今、井原課長の話。現況がそうなっていると、公図上だけである場合と、水が流れている場合と、現況にもよるといような今お話、答弁でしたよね。じゃ、ここはどうなんだっていう話。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 すみません。再度お答えいたします。

御指摘の道路については、4メートルの道路敷の道路と片側に1メートルずつある水路を全部足した6メートルで市道認定をしているということでございます。底地は水路なんですけれども、6メートルとし

て道路管理をしていくということです。

現況は、蓋がかかっているU字溝でございますので、見た目は道路のものでございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そしたら、そこで水路が止まっちゃうと思うの、道路にしちゃったら。側溝があるから水は流れるんだろうけれども。

〔「側溝に蓋がかかっていると」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 蓋がかかっている。その部分も道路とみなして認定していくということ。

そうすると、どういうふうになるのかな、その水路の部分は。道路あるいは水路。どんなふうになるの。両方。

〔「底地は水路、上は道路」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 だって、道路と認定しちゃったらさ、水路じゃなくなっちゃうんでしょよ。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 道路法上は道路なんですけれども、公図上は水路です。

○松本委員 最後ね。井原課長、そしたらさ、例えばさ、今のお話をしていた下の部分に確認が出たらどういふふうに扱いますか、これは。やっぱり道路にしちゃうの。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

このような道路の場合ですね、道路に直接宅地が接しているものとみなしますので、水路の占用等は求めずに確認を下ろすことになります。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 その道路に水路がこうあるんだよ。そしたら、そこに蓋をしていたら下ろせるんだ、これは、水路があっても。入り口はどうするの、じゃ。

○井原建築指導課長 6メートルで認定されておりますので、認定されている道路に敷地が接していると。

○松本委員 認定されていない道路。

〔「いや、認定されている」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 認定されていれば。

違うよ、例えば仮の話だ、これ今認定をやっているからこの話だけれども、下の部分だけに確認申請が出たらば、こういう場合はどうするんですかって今私はお伺いしているわけね。それ認定とは関係ないでしょよ。そのケース。所有者が確認申請を出したらどうするの。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、上田課長から道路法上、道路として6メートル、公図上、水路の部分も含めて6メートルの幅員があるところが道路法上の道路だというふうに申し上げておりますので、その敷地が道路法上の道路に直接接しているものとみなしまして、建築確認を下ろすことになります。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そしたらさ、それは4メートル以上ある場合の話だと私は思っているんだけど、4メートル未満の例えば一間道路、1メートル80の道路に両方に水路があったらどうしますか。自分のほうだけ4メートル下がるの。それしかねえんだっぺな。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

セットバックが必要な道路ということですので、道路の中心線から2メートル、あるいは、先ほどおっしゃっていましたが、事例によっては一方的に敷地側に4メートル下がっていただく場合もございます。そのセットバックのラインが水路の中に落ちるのか、水路を越えて宅地にかかるのかによっても変わりますが、水路部分を越えて宅地にかかる場合は、その宅地が道路に接しているものとみなして、建築確認を下ろすこととなります。

もう一方で、セットバックのラインが水路に落ちる場合は、宅地が道路に直接接していませんので、その水路部分の占用許可が必要であれば、取っていただいた上で建築確認を下ろすということとなります。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 1メートル80の場合は、1メートル10をセットバック、芯から2メートル。1メートル10セットバックしなきゃならないよね。そうすると、その水路も要するに入っちゃうよね。水路が1メートルって今話だったでしょ、例えばさ。その場合は、さらに自分の土地を水路を越えて下がって芯から2メートルにするということだよな。

その場合に、水路っていうのがセットバック部分にやっぱり入るの、これ。そこら辺だけはっきりしてくれよ。今後の問題もあるから。要するに、そういう水路が両方にあった場合に、4メートル未満の道路が。セットバックっていうのは、これ義務付けられている、建築基準法でね、芯から2メートルね。だから、お互いに下があれば4メートルになるんだけど、だからその水路も含んじまうのか、それだけでいいです。セットバック分の芯から2メートルにその水路も含まれるのかどうか。片方だった場合には、片方に下がるだけ下がらなきゃならないんだよな。両方にあった場合の話は今しているわけです。だから、水路もセットバック分のその面積、メートルに入るのかどうか。

○綿引委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

例えば、道路が1.8メートル、その両側に1メートルの水路があった場合ですが、中心から2メートルのセットバックをいたしますと、道路と水路の間から1メートル10離れたところがセットバックのラインになりますので、水路を含めて1.1メートルの部分がセットバック部分ということでみなすこととなります。

以上でございます。

○松本委員 水路も含まれるってこと。

じゃ、そういうふうに記録しとくべよ。いろいろあつべから。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第106号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第107号 内原駅北側自由通路整備工事請負契約の締結について、質疑のある方は御発言願います。

田中委員。

○田中委員 先ほど図面の御説明をいただきました。一応確認ですが、北側は壁といたしますか、目隠しがあります。南側は線路を挟むので腰壁みたいのはあるけれども、壁はないというお話でしたが、屋根はあるんですよね。確認したいと思います。

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街化整備課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、自由通路には屋根のほうを設置いたします。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 それで、ちょっとこういう計算が妥当なのかどうかはあるんだけれども、延長が61.55メートルで、契約金額が5億6,430万円ということで、単純に1メートル当たり約917万円ということで、そこそこかかるなというふうに思ったんですけども、この必要性ですね、効果をちょっと聞きたいんですが、頂いた図面の3ページに、またぐ道路、内原8-0050号線に横断歩道があるようなんですよね。しかし、それでは多分不十分だからということでお金をかけて造るんだと思うんですけども、その工事の効果といたしますか、造る意味を改めてちょっと聞いておきたいと。

つまり、例えばどれぐらい1日当たり利用するという見込みがあるのかとかですね、先ほど内原イオンの大きな店舗があるのは私も承知していますけれども、そこだけのためではないんだろうとも思うし、その辺の説明をしていただければと思います。

○綿引委員長 小田切課長。

○小田切市街化整備課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、利用者なんですけれども、平成26年に交通量調査のほうを実施してございまして、そのときに、平日と休日両方測ったのですが、平日は測った利用者数3,605人のうち駅から内原イオン方面、内原イオンから駅方面に利用した方というのが、駅利用者で1,206名ということで、大体33%ぐらいの御利用がありました。また、休日ですが、同様に4,597人の駅利用者がいらっしゃったうち、同様の方向での御利用というのが2,893人ということで、63%ほどの方がイオン、駅間を御利用されていたということで、利用率というのはそれなりに高いものと考えております。

続きましての効果でございますが、内原駅の利用者が大型ショッピングモールのイオン方面に向かうためには、これまで内原駅東側の横断歩道を渡る必要がございましたが、自由通路の整備後は、内原駅の橋上駅舎から地上に一度降りることなく市道をまたいでイオン方面に向かうことができるため、利用者の利便性が向上いたします。また、北側自由通路の整備により、イオン方面に向かうために横断歩道を渡る歩行者が少

なくなるため、道路の安全性というものが向上いたします。

以上でございます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「以上でいいです」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第107号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第108号 土地の取得について（吉沢町・住吉町第2調整池用地）について、質疑のある方は御発言をお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 端的に3つほど聞きたいことがあります。

この吉沢町・住吉町第2調整池ですね、容量7,890平方メートルということで、全体面積2万1,207.33平米ということです。この目的として説明があったのは、若宮川排水区22.97ヘクタールということで、この地区は私も住民から雨が多いときに冠水してしまうということで、たびたび要望または市に対処していただくようお願いをしたりということを繰り返している地域なので、早く改善されることを切望しているところでもあるんですが、今回、この青く線で囲われました若宮川排水区で出るであろう水とその貯留、今回買う調整池用地の貯留の容量との関係はどういうふうなのかと。吉沢町・住吉町調整池が既にあるわけですから、それとの関係で、つまり今回、これが買われて整備されれば、もう心配ないというふうに言えるのかという問題をちょっと聞きたいということであります。

○綿引委員長 大山課長。

○大山建設部技監兼河川都市排水課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

第2調整池の貯留量は約7,900トンの貯留量になる見込みでございますが、調整池及びこの排水区域内の管路整備によりまして、この位置図中、青の実線で囲んだ区域につきましては、1時間当たり50.3ミリの降雨に耐えられることが可能となるものでございます。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 その造られる調整地の機能としては、どういうふうなのかということですが、若宮川自体に影響は出ないのでしょうか。その辺の調整はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○綿引委員長 大山課長。

○大山建設部技監兼河川都市排水課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

位置図上、青の実線で囲みました区域から発生する雨水を、直接水色の既存の水路に排水した場合は、若宮川及び若宮川に至る水路が溢水してしまうことから、排水する流量を調整するために調整池を整備するものでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 それで、先ほど、管きよ整備をすればというお話がありましたが、スケジュール的には、この池の整備やその後の若宮川排水区の中で管きよ整備がどれくらいのスケジュールで完了するというふうな見込み、もし言えればお聞きしたいと思います。

○綿引委員長 大山課長。

○大山建設部技監兼河川都市排水課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

令和6年度から7年度にかけて、調整池の整備を図りまして、その後、排水区域内におきまして継続的に管路の整備を図っていく計画としてございます。

管路整備につきましたの時期的なものは、現時点においては明確に答えられる状況ではございませんので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第108号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表債務負担行為補正について、質疑のある方は御発言をお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 議案書②のですね、5ページで住宅政策推進経費の移住に関わる支援金の増額補正ということで御説明があったんですけども、この制度、恐らく令和元年頃からやっていると思うんですが、その実績的にはどういう推移で、令和5年度の見込みが少なかったというか、予算取りが少なかったから増額するんでしょうけれども、その辺の実績などをちょっと聞きたいと思えます。お願いします。

○綿引委員長 潮田課長。

○潮田住宅政策課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

こちらの移住支援補助金の補正につきましては、令和元年度の制度開始から令和4年度末までの補助金の実施状況につきましては、18件を交付しております。金額については1,870万円を交付しております。令和5年度につきましては、11月末現在で18件を交付しており、補助金の額につきましては、令和5年度の当初予算であります2,300万円に達しているところでございます。

申請が大きく伸びた要因といたしましては、制度の周知が進んだことと、コロナ禍に伴い利用が拡大しましたテレワークにより、申請の増加が影響していると考えてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 今年度は18件、令和元年度から4年分が一気に単年度で来ちゃったというのは喜ばしいことだとは思いますが、その内訳は、テレワークと就職とどんなふうになっていますか。

○綿引委員長 潮田課長。

○潮田住宅政策課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

令和5年度、現時点で18件の申請がございまして、テレワークが17件、就職のほうは1件でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 ほぼテレワークという御説明でしたが、そもそもの制度、おさらい的になっちゃうんですけれども、補助額、支援金額と言うんですか、世帯の状況とかによって違うんだらうと思うんですけれども、国・県・市の負担割合も含めて御説明をいただけますか。

○綿引委員長 潮田課長。

○潮田住宅政策課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

移住支援制度につきましては、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、離島や山間部等を除いた地域により構成される都市圏のほうから本市へ移住し、県のマッチングサイトに登録された企業等へ就職した方や移住前の仕事をテレワークによって継続して行う方などを対象に、国・県の交付金を活用して補助金を交付しているものでございます。

補助金の額につきましては、単身の移住の場合で60万円、世帯で移住の場合が100万円となっております。18歳未満の世帯を帯同して移住する場合には、18歳未満の者1人につき100万円を加算しております。

財源につきましては、事業費の2分の1を国から、4分の1を県から交付を受けまして、市のほうは4分の1を負担するものでございます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 田中委員。

○田中委員 はい、よく分かりましたが、先ほどのテレワークが18件中17件、就職が1件ということでした。そっちが増えない、つまり就職が増えないということは、1つの課題なんだろうと思いますけれども、移住して就職してうまく安定的に働き続けられるかという問題もあるので、なかなかハードルが高い気はしますけれども、登録される企業でなければならないというふうにお聞きしましたが、その登録数を増やすということだとか、そういった取組も必要なのかなと。ちょっと所管がそちらじゃないかもしれないんですけども、その辺の登録状況とかはどういうふうになっているのか、ちょっと最後に聞きたいと思います。

○綿引委員長 潮田課長。

○潮田住宅政策課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

茨城県のマッチングサイトの掲載企業でございますけれども、そのうち移住支援補助金対象の法人の登録件数につきましては、令和5年8月1日時点で、茨城県全体で195社ございます。これにつきましては、前年と比較して35社増加しております。また、本市におきましては、19社が登録されておまして、前年と比較して4社ほど増加しているものでございます。

説明は以上でございます。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第110号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第8款（土木費）について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 1点だけですが、議案書⑤の27ページの説明のときに、道路橋りょう総務費の職員給与費の部分で、給与改定はもちろん一般的に準じた形の増額ということで賛成なんですけど、その他の増減額というところですね、時間外勤務が出たというような御説明があったようだったので、その状況はどういうわけなのかということをお聞きしたいということで御説明をお願いしたいと思います。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

その他の増減額2,614万3,000円の内訳についてでございますが、時間外勤務の増として計上している部分については、今年3回、台風であったり大雨であったりということで道路管理事務に要する職員、いわゆる道路管理課の職員と土木補修事務所で働いている職員の方たちが昼夜を問わず毎日対策をさせていただいたということもございまして、そういったもので大幅に時間外の勤務手当が増になったということもございます。

以上でございます。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 池田委員。

○池田委員 すみません。先ほど、田中委員のときに一緒に聞けばよかったところなんですけれども、公園行政についてなんですけれども、平成25年から令和5年にかけて100近く公園が増えたということなんですけど、従業員とか職員の数はどういった人数配分なのかというのをちょっとお聞かせください。お願いします。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの池田委員の御質問にお答えします。

先ほどお答えした10年の変化ということでしょうか。平成25年と令和5年の公園協会の人数でお答えいたします。

平成25年度は公園協会の人員は23名、令和5年の人員は41名でございます。植物公園が令和3年から公園協会の管理になりましたことで、ちょっと増加しております。

以上でございます。

○綿引委員長 池田委員。

○池田委員 すみません。加えてなんですけれども、会計年度任用職員さんは、これに対してどのぐらいいらっしゃるのかって……

〔「会計年度の人数聞かなきゃだ」と呼ぶ者あり〕

○池田委員 はい、会計年度の人数をお願いいたします。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの池田委員の御質問にお答えします。

公園協会のということでよろしいでしょうか。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

○鶴井公園緑地課長 公園協会の嘱託員は、現在、会計年度任用職員というよりも嘱託員という呼び方をしておりますが、17名でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 池田委員。

○池田委員 その17名というのは、ずっと1年間を通してなのか、それとも繁忙期だけ来るといふ形なんですか。

○綿引委員長 鶴井課長。

○鶴井公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えします。

1年を通してでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 池田委員。

○池田委員 ありがとうございます。公園協会の方々から僕のところへ——本当に夏、たくさん苦情じゃないですけども公園が草がいっぱい生えているということで、公園協会のほうにも話を通したりしたんですけども、もう人数が少な過ぎて追いつかないという話をされておまして、その時期だけでもちょっと職員を増やしたりということが必要なのかなと考えているので、貴重な情報をありがとうございました。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 先ほど給料関係でさ、今、池田委員もお話をしていましたけれども、全部に本当は聞きたいんだけど、とりあえずこっちの議案のほうの土木関係ね、大和部長のほうの所管、全部で会計年度任用職員って何人いるんだか分かりますか。

というのは、やはりせつかくの当初予算で組んであるものですから、これは市民のためにきれいに使って、要するに工事は進めていただきたい。全てやっていたきたいというふうには私たちは当初予算で同意をしているわけですね。ですから、もう年度末に入ってきて、今度は繰越明許ということになってきちゃうんですよ。ですから、今の会計年度任用職員さんだけが何人いて、今の職員さんだけで本当に間に合ってるのかどうか、その辺がちょっと聞きたかったんで、この土木、大和部長さんのほうの関係だけでもいい。本当は全部に聞きたいんだけど、会計年度任用職員って何人いますか。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

建設部では、会計年度任用職員については7名を任用してございます。

以上でございます。

○松本委員 そのほかの課は、そしたら。

〔「建設部」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 建設部、その部の中で聞いたんだよ。

○上田建設部技監兼建設計画課長 部の課ごとですか。

○松本委員 だから、合計で何人ですかと。いや、その繰越明許がなけりゃいいよ。何々の理由と都合が、

いつもさ、大した理由じゃなくて繰越明許になっちゃうんだよ。現在の職員で、それで会計年度が何人いるのか。間に合ってるのか、間に合わないのか、これは総務環境委員会のほうに関わっちゃうんだけど、とりあえず所管のほうだけでも。

〔「土木は今の数だろ」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ひとまず、建設部の合計ということによろしいですね。

○松本委員 はい。

○綿引委員長 上田課長。

○上田建設部技監兼建設計画課長 お答えいたします。

建設部については、全体で会計年度任用職員7名を今任用しているところでございまして、そのうちの1名については、職員が育休に入りましたので、代わりに1名を任用しまして、7名で会計年度任用職員をやっております。

○松本委員 そうすると、建設部は全部で7名。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第112号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第118号 令和5年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は御発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 よろしいですか。はい、ありがとうございます。

議案第118号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第119号 令和5年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は御発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第119号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案の質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時に開会いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時30分 散会